ファミリーレコード（S1版）　よくある質問

操作中に迷ったとき、症状から探せるようにまとめています。「詳しく」は必要なときだけお読みください。

1. このソフトで作れるもの

Q1. このソフトで作る図は、何に使うのでしょうか？

A. 用途の異なる 2 種類の図を作成できます。出力するときに選べます。

	相続関係説明図	法定相続情報一覧図
性質	手続の添付書類（私文書）	**法務局の認証を受けた証明書**
主な用途	相続登記の際に戸籍謄本の原本還付を受ける	戸籍謄本の束の代わりとして各種手続に使う
作成後	そのまま添付する	法務局へ申出て、写しの交付を受ける

Q2. 法定相続情報一覧図とは何ですか？

A. 亡くなった方の相続人が誰であるかを証明する、戸籍謄本の束の代わりになる公的な証明書です。

詳しく

相続人が一覧図を作成して法務局へ申出し、認証文付きの写しの交付を受けます。これを取得することで、複数の相続手続きを効率よく進められます。

一般的な使い道

- 金融機関での預貯金の解約・名義変更
- 不動産の相続登記（法務局）
- 相続税の申告（税務署）
- その他各種手続き（死亡保険金の請求、自動車の移転登録、遺族年金の手続きなど）

申出できる人：被相続人の相続人（相続人から依頼を受けた代理人を含む）

代理を依頼できる人：親族のほか、弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士

申出先：被相続人の本籍地／最後の住所地／申出人の住所地／被相続人名義の不動産の所在地 のいずれかを管轄する登記所

Q3. ベーシック版と S1 の違いは何でしょうか？

A. ベーシック版は一般的な相続を対象としています。S1 は、明治時代からの長期相続未了の案件に対応できます。

詳しく

■ 相続計算の対象期間

ベーシック版が計算するのは、昭和 56 年 1 月 1 日以降に開始した相続のみです。死亡年月日がそれより前の場合は「計算対象期間外の相続です」と表示され、自動判定を行いません。

S1 版は明治 31 年 7 月 16 日以降のすべての期間に対応し、旧民法期の家督相続・遺産相続（戸主の死亡・隠居・入夫婚姻を含む）を計算します。

■ 図の大きさ

	ベーシック版	S1 版
用紙の枚数	縦 3 枚 × 横 3 枚（最大 9 枚）	縦 10 枚 × 横 10 枚（最大 100 枚）

長期相続未了の案件では人物が多くなるため、S1 では大きな図を作れるようにしています。

> **■ 補助ツール**
>
> 外字を作成して Windows の外字エディターに登録するツールは、S1版のみに搭載しています。古い戸籍で使われている文字の対応に使えます。
>
> このほか S1版では、家附の継子・嫡母庶子・継親子の取り扱い、画像化、人物索引の登録などが使えます。
>
> **■ 共通の機能**
>
> 作図・人物カードの入力・必要戸籍請求整理表・Word／PDF 出力は、両版で共通です。

2. 人物カード・作図

Q4. 人物カードの入力欄は、全部埋める必要がありますか？

A. いいえ。その人物に必要な項目だけで進められます。

詳しく

> 氏名・生年月日・死亡年月日・住所・本籍・続柄などのうち、分かっている項目、図に出したい項目だけを入力してください。相続計算に影響するのは、主に生年月日・死亡年月日・続柄・家族関係です。

Q5. 関係線がカードから大きく外れて表示されます

A. キャンバス（用紙）の外に出ているカードやオブジェクトがないか確認し、**キャンバス内に戻してください。**

詳しく

> 関係線は結ばれた相手のカードまで引かれるため、相手が用紙の外や遠くにあると、線が長く伸びて図が崩れて見えます。マウスホイールでズームアウトすると、外に出ている要素を見つけやすくなります。

Q6. カードや線の選択状態が外れません

A. ESC キーを押すか、**何もない場所をクリック**してください。

Q7. 補助パレットで長い文字を追加したら、横に長く伸びてしまいました

A. マウスホイールで**画面をズームアウト**し、文字枠をつかんで**キャンバス内に戻してください。**

Q8. 「整列」を押しても関係線が綺麗になりません

A. 整列は**人物カードを世代順に左から右へ並べ、関係を把握しやすくするための機能**です。関係線の見た目までは整えません。線は適宜、手で調整してください。

詳しく

> 線はクリックしてドラッグすると位置を調整できます。人物カードを動かすことでも調整できます。

Q9. 関係線を、ソフトの仕様と違う形に引くことはできますか？

A. できます。補助パレットから該当の線を**非表示**にし、**線を追加**して必要な形に整えてください。**相続関係を保ったまま**行えます。

詳しく

> 関係線の非表示は見た目だけの操作です。人物カードに設定した親子関係・婚姻関係のデータは残るため、相続計算の結果は変わりません。
>
> 1. 補助パレットの「表示・非表示」で、形を変えたい関係線を非表示にする
> 2. 補助パレットの「線」で、必要な形の線を引く
> 3. 線はクリックしてドラッグすると位置を調整できる
>
> どの線を非表示にしたかは保存ファイルに記録され、次に読み込んだときも同じ状態で開きます。

Q10. 関係線を動かしたら、カードから線が離れてしまいました

A. 離れてしまった線の接続先となっている関係線をクリックしてください。ほとんどの場合、再接続

します。

Q11. 受任した案件によって、図の記載方法が違う場合があります

A. 人物カードの項目の並び順や表示は**自由度を高めて設計**しています。Word に出力してから一つひとつ手直しする必要は、あまりないはずです。

詳しく

人物カードでは、次のような調整が画面上でできます。

調整できること	場所
本籍・最後の住所・登録住所・入夫婚姻・隠居などの項目ごとの表示／非表示	編集パネル
住所・本籍の改行位置の指定	編集パネル
続柄の手動指定（自動判定と切り替え）	編集パネル
続柄と氏名を一行で表示	設定
メモをカードに表示／メモだけを表示	編集パネル
メモの表示位置を上下に移動（△上へ／▽下へ）	編集パネル
メモ内の「＊」を空白として表示（位置合わせ・伏せ字に利用）	編集パネル
フォント・文字サイズ・カードの幅	設定

画面で整えた状態が、そのまま Word・PDF に出力されます（→ Q21）。まず画面上で記載方法を作り込んでから出力されることをおすすめします。

Q12. 軽量モードとは何でしょうか？　［S1版］

A. 人物カード数や情報量によっては、PC に負荷がかかることがあります。**関係線を非表示にすることで、グリッド設定や自動保存を切らずに軽量化できます。**

詳しく

関係線の描画だけを一時的に止める機能です。人物カードのデータや相続計算の設定には影響しません。解除すれば元どおり表示されます。

軽量モード中は、次の 2 つの操作ができません。それぞれ案内が表示されますので、いったん解除してから実行してください。

- 関係線の削除
- 画像化

3. 戸籍情報

Q13. 戸籍情報の画面から、必要戸籍請求整理表に入力できません

A. **人物カードの編集パネル下部にある「必要戸籍請求整理表」ボタン**から入力してください。人物カードをダブルクリックして編集パネルを開き、下のほう（保存ボタンのすぐ上）にあります。

詳しく

戸籍情報の画面にも「必要戸籍請求整理表」タブがありますが、画面を開いた直後は「戸籍情報一覧」タブが表示されています。タブを切り替えると整理表が出ます。

人物カードから開いた場合は、その人物の行が開きます（未作成のときは #1 の行だけが作られます）。

4. 相続計算

Q14. 計算に採用している相続ルールの範囲を教えてください

A. 死亡時期に応じて、次の 4 つの期間の法制度に対応しています。

1. 昭和 56 年 1 月 1 日 ～ 現在
2. 昭和 23 年 1 月 1 日 ～ 昭和 55 年 12 月 31 日（新民法制定・昭和 55 年改正前）
3. 昭和 22 年 5 月 3 日 ～ 昭和 22 年 12 月 31 日（応急措置法期の相続）
4. 明治 31 年 7 月 16 日 ～ 昭和 22 年 5 月 2 日（旧民法）

加えて、**最高裁判例および法務省・民事局の通達・先例から、代表的な数例を選んで収録**しています。

ソフトの性質上、すべてにお答えすることはできかねますので、ご了承ください。**判断を支援するためのもの**とお考えください。

詳しく

> 該当する事案では、画面に確認を促す案内が表示されます。案内が出た場合は、当時の戸籍と先例をあわせてご確認のうえ、最終的なご判断をお願いします。
>
> 判例等により相続分が一義的に定まらない場合もありますので、計算結果は必ずご確認ください。
>
> ※ ベーシック版の計算対象は、昭和 56 年 1 月 1 日以降に開始した相続のみです（→ Q3）。

Q15. 相続計算の結果が合いません

A. 次の順に確認してください。

1. カードに色が付いている場合は、**「計算解除」ボタン**を押して色を消す
2. **ESC キーでカードの選択を外す**
3. 被相続人のカードを選び直して、もう一度「相続計算」を押す

詳しく

> **特に多い原因：段階が切り替わったまま計算している**
>
> 数次相続で「数次相続の順」から別の段階に切り替えると、その段階の人物カードが選択されたまま残ります。この状態で相続計算を押すと、1次相続からではなく、その段階からの再計算になります。ESC で選択を外してから、被相続人のカードを選び直してください。
>
> **「計算解除」と「リセット」は別のボタンです**

ボタン	消えるもの
計算解除（作業画面）	色と計算結果だけ。廃除・同時死亡の推定の設定は残ります
リセット（管理台帳・様式 2）	上記に加えて、全段階の廃除・同時死亡の推定もすべて消します

> 通常は「計算解除」をお使いください。設定ごとやり直したいときだけ「リセット」です。

Q16. 亡くなった相続人が 4 人いるのに、全部「2 次相続」と表示されます

A. 死亡順の通し番号ではなく、**財産の受け渡し回数**で数えているためです。4 人とも 1 次被相続人から直接受け取っているので、全員が 2 次になります。

詳しく

> 数次相続の次数表示について、このソフトでは、財産の流れと対応させるために、死亡順に次数を表示しておりません。
>
> 1 次被相続人から直接受け取った財産を、次へ渡すという捉え方をする必要から、2 次相続の表示を行っています。2 次被相続人から直接受け取った財産を、次へ渡す場合は、3 次の表示を行うことになります。
>
> 財産の内容が、一部は 1 次で受け取ったもの、一部は 2 次で受け取ったもの、という場合もあり得ます。その場合は、2 次で表示を行います。
>
> **法令規則で明確に定義付けがされているか不明ですので、他の用途で使用される場合は、適宜、必要な表現を行ってください。**

Q17. 3 次相続が表示されません

A. 2 次の相続人がさらに後から亡くなった場合に 3 次になります。3 代にわたって順に亡くなった方

がいなければ、連鎖は 2 次で止まります。

Q18. 同じ日に亡くなった方が「要確認」と表示されます

A. 死亡の前後が判断できないため、自動判定していません。同時死亡の推定にあたるかご確認のうえ、様式 2 でチェックを設定してください。

Q19. 人数が多いと相続計算に時間がかかります

A. 人数が多くなると、画面が固まらないよう処理を段階的に行う仕組みが自動で働きます。時間はかかりますが、**計算結果は人数によって変わりません。**

Q20. 相続計算の時間はどれくらいですか？

A. 情報量にもよりますが、**20 件程度の数次相続であれば、秒単位で一括計算を行えます。**

詳しく

> 人物カードの枚数と数次相続の段数が増えるほど、時間は長くなります。一括相続計算は連鎖を 1 段階ずつ順にたどるため、段数の分だけ処理が積み重なります。
>
> 計算中は進捗が表示されます。完了のメッセージが出るまでお待ちください。
>
> 推奨環境については Q24 をご覧ください。

5. 出力

Q21. Word に出力したとき、フォントやフォントサイズは Word 側で再設定が必要ですか？

A. いいえ。**フォントとサイズはそのまま引き継ぎます。**

詳しく

> 設定画面で選んだフォント（明朝体・ゴシック体）と文字サイズが、出力される Word 文書にも書き込まれます。人物カード・文字・タイトル・奥書きのいずれも、画面の見た目に合わせて出力されます。

Q22. 古いバージョンの Word でも出力できますか？

A. Office 2007 でも出力できますが、サポートが終了しているため、新しいバージョンでのご使用をおすすめします。

詳しく

> 文字化けへの対応は行っていますが、サポートの範囲との兼ね合いから、新しいバージョンを推奨しています。

Q23. PDF 出力に相続計算の色が付いてしまいます

A. 色が不要な場合は、**「計算解除」ボタン**を押して白紙に戻してから出力してください。

6. 動作環境・データの取り扱い

Q24. パソコンの必要スペックを教えてください

A. 一般的に販売されている現在のパソコンで、問題なく動作するように設計しています。

	CPU	メモリ
最低環境	2018 年（第 8 世代）以降の Core i3 / Core 3 相当以上	4GB
推奨	同世代の Core i5 / Core 5 相当以上	8GB 以上

	CPU	メモリ
100 件を超える案件を多数扱う場合	同上	**16GB 以上が望ましい**

詳しく

> 人物カードが多くなると、画面が固まらないよう処理を段階的に行う仕組みが自動で働きます（→ Q19）。計算結果は変わりませんが、件数が多いほど処理時間は長くなります。

Q25. インターネットは必要でしょうか？

A. インストール後の使用には、インターネット接続は不要です。

詳しく

> ファミリーレコードは、人物・戸籍・親族関係・相続情報をクラウドへ送信せず、作業端末内のみで処理する設計です。
>
> 戸籍の情報には、氏名・生年月日・住所のほか、婚姻・離婚・養子縁組・認知・死亡・親族関係といったセンシティブな事項が含まれ、万一外部に流出した場合の影響が大きいことから、通信そのものを行わない構成を採用しています。
>
> 作成したデータの保存・読込は、すべてお使いのパソコン内のファイルで行います。

Q26. 暗号化したファイルが読み込めなくなりました。解読できますか？

A. 解読することはできません。パスワードの管理と、バックアップファイルを別に置いておくことをお願いします。

詳しく

> 暗号化したファイルは、入力されたパスワードからその都度、中身を取り出す仕組みです。パスワードそのものはソフトにもファイルにも保存されていません。そのため、パスワードが分からなくなった場合、開発元を含め、中身を取り出す方法はありません。
>
> 万一ファイルが外部に渡っても中身が読まれないようにするための設計です。次の 2 点をお願いします。
>
> - **パスワードを確実に控えておく**
> - **暗号化していないバックアップを、安全な場所に別途保存しておく**
>
> なお「パスワードが違うか、ファイルが壊れています」と表示された場合、パスワードの誤りとファイルの破損は区別できません。まずパスワードをご確認ください。